

市民相談 (9月~10月) 相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

※市役所の受付は、午前8時30分~午後5時15分です。

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ
行政	9月21日(木) 午後1時~4時	市役所1階 市民相談室	☎②11113 市民課☎②11112 ☎②11110
法律	9月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水) 午後1時~4時 ◎10月の相談日 弁護士による相談 10月4日(水)・11日(水) 午後1時~4時 定員=各6人(先着順) 司法書士による相談 10月18日(水)・25日(水) 午後1時~4時 定員=各6人(先着順)		※各種相談は予約制 ※10月の相談予約は、9月20日(水)から受付開始(先着順。受付開始日は電話予約のみ) ※同じ相談に同時に複数の申し込みはできません
不動産	9月8日(金)・10月13日(金) 午後1時~4時 相談員=宅地建物取引士	各種相談日 ●法律相談 ●行政相談 毎月第3木曜日 ●弁護士 毎月第1・2水曜日 ●不動産相談 毎月第2金曜日 ●司法書士 // 第3・4水曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ) ●税務相談 毎月第2火曜日 ●労働法律相談(弁護士) 5・8・11・2月の第3水曜日	
年金・労働	10月12日(木) 午後1時~4時 相談員=社会保険労務士	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎②1175
税務	9月12日(火)・10月10日(火) 午後1時~4時 相談員=税理士	上里町役場2階 産業振興課	上里町役場産業振興課 ☎③1232
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分~正午、午後1時~3時30分	アスパアこだま1階 会議室3	市民活動推進課 ☎②1118
人権	9月12日(火)・10月10日(火) 午後1時~4時 9月26日(火)・10月24日(火) 午後1時~4時	市役所1階 市民相談室	市民活動推進課 ☎②1144 ☎②1118
女性相談(DV相談も含む)	毎週月~金曜日(休日を除く) 午前8時30分~午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	子育て支援課☎②1129 (家庭児童相談室) 教育支援センター ☎②4287
家庭児童	毎週月~金曜日(休日を除く) 午前9時~午後4時	ふれあい教室 (旧勤労会館2階)	子どもの心の相談員 ☎②7337
教育(不登校等)	毎週月~金曜日(休日を除く) 午前9時30分~午後3時	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎②2755
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談:午後1時30分~5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約必要	アスパアこだま1階 会議室	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎③1237
心配ごと	毎週月曜日(休日を除く) 午後1時~4時(受付は3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎②8976へ	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎②2755
結婚	9月6日(水)・17日(日)・20日(水)・10月4日(水) 午後1時~4時(受付は3時30分まで)		
介護の悩み	9月8日(金)・22日(金)・10月13日(金) 午後1時~4時(受付は3時30分まで)	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎②2755
成年後見	9月12日(火)・26日(火)・10月10日(火) 午後1時~4時(受付は3時30分まで)		

ECガイド

~もったいない!
食品ロスを減らそう~

知っていますか?年間621万トン

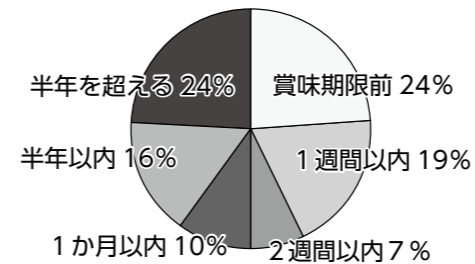
日本人1人あたり約134g

これは「食べられるのに捨てられる食べ物の量」。まだ食べられるのに廃棄される食べ物を「食品ロス」といいます。

日本の食品ロスは、一人一日約134グラム、お茶碗一杯分の分量です。

わたしたちは食品の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、食べられる食品を大量に捨てているのです。

手つかずで廃棄された食品の賞味期限



賞味期限前が約1/4も!

H24.10 農林水産省「食品ロスの現状」抜粋

日々食べ物への感謝の心を忘れずに、「必要な量だけ」購入して「食べきる」よう心がけましょう。



リサイクルにご協力を!

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスパアこだま	9月3日(日) 10月1日(日)	午前9時~11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎②9300
市役所	9月17日(日)	午前9時~11時 午後1時~3時	佐久間さんち ☎②9300
本庄南公民館	9月9日(土)	午前9時~11時	ポノポノ ☎③2195
就労継続支援B型事業所[佐久間さんち](本庄高校北側)	9月15日(金)	随時受付	

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

★環境推進課☎②1172
★環境産業課☎③1334

飼い主のみなさん 『飼い主のマナー』を守っていますか

犬

家族の一員として、愛犬と楽しく暮らすために、飼い主としてのマナーを守りましょう。

散歩では

- ・フンはかならず持ち帰る
- ・おしっこは水を携帯し、流す
- ・リードでつなぎ、リードは短めに保つ。

家では

- ・放し飼いは危険! つなぐか、柵で囲う。
- ・適切な食事や散歩でストレスを緩和しムダ吠えを少なくする。



猫

猫に関わる相談の多くは、近隣への配慮を欠いた飼い方や、飼い主のいない猫への接し方によるものです。

できるだけ家内で飼育

屋外への放し飼いは、交通事故、病気への感染など危険です。また糞尿や、庭を荒らすなど近所に迷惑をかけることもあります。屋内での飼育をお勧めします。

飼い主のいない猫には

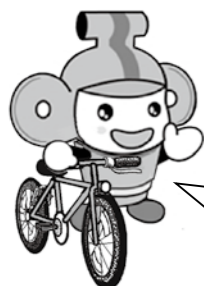
エサを与える場合は近隣に説明し、理解を得たうえで行いましょう。自然繁殖により、飼い主のいない猫をさらに増やすことのないような配慮も必要になります。

- ・避妊去勢手術をする
- ・決まった時間にエサを与え、余りはすぐに片づける

○猫に関する相談は、埼玉県動物指導センター(熊谷市板井123番地 ☎048-536-2465)へ

○野犬の捕獲・保護、飼い犬のしつけに関する相談は、本庄保健所(☎②6481)へ
○犬の登録・注射のお問い合わせは、本庄市環境推進課(☎③1173)へ

「自転車安全利用5則」自転車に乗るための基本です



自転車も
乗れば車の
仲間入り★

- ① 走行は、車道が原則、歩道は例外
- ② 道路の左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 飛び出し、一時不停止、スピードの出しすぎ、すべてNG!安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

「交通安全ニュース」
★危機管理課☎②1184

※本庄市は7月末時点 人口1千人当たりの人身交通事故発生件数3.35件で県内ワースト2位。